

(改正後全文)

雇児母発1120第1号

平成26年11月20日

[改正経過]

第1次改正 平成27年1月30日 雇児母発0130第1号

第2次改正 平成28年3月31日 健難発0331第3号

第3次改正 平成28年12月13日 健難発1213第1号

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 母子保健主管部(局)長 殿
 { 中核市 }

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

(公 印 省 略)

小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について

今般、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成26年法律第47号)により、小児慢性特定疾病医療支援の給付(小児慢性特定疾病医療費)については、公平で安定的な医療費助成の仕組みが構築され、平成27年1月1日から施行となる。

これに伴い、小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定については、下記のとおりとするので、これに基づき適切に取り扱われたい。

ただし、平成26年12月31日までに行われた改正前の児童福祉法(昭和22年第164号)第21条の5の規定に基づく小児慢性特定疾患治療研究事業(以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。)による医療の給付に係る公費負担者番号の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1 公費負担者番号等の設定方法

公費負担者番号							
公費負担者医療の受給者番号							

(1)法別番号 (2桁)

小児慢性特定疾病医療支援の法別番号は「52」とすること。

(2) 都道府県番号 (2桁)

「保険者番号等の設定について(昭和51年8月7日保発第45号・庁保発第34号)」の別表2の都道府県番号表の「01」から「47」までの番号とすること。(総務省採用の都道府県番号と同様)

(3) 実施機関番号 (3桁)

ア 原則

都道府県、指定都市、中核市の実施機関番号については、別添のとおりとすること。

なお、平成26年12月31日時点で小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっており、かつ、平成27年1月1日以後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、既認定者となり、平成29年12月31日までの診療分は、700番台の実施機関番号(別添1)とし、平成30年1月1日以降の診療分については、800番台の実施機関番号(別添2)を用いることとする。

また、平成27年1月1日以降、新たに小児慢性特定疾病医療支援の対象者となった場合には、800番台の実施機関番号(別添2)とする。

イ 例外

アに関わらず、次のア)~エ)に掲げる者が平成27年1月1日以降に医療費支給認定を受けた場合においても、700番台の実施機関番号とすること。

ア) 支給認定世帯の世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合の医療費支給認定保護者

イ) 支給認定世帯の世帯員が中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている場合の医療費支給認定保護者

ウ) 支給認定世帯の世帯員が児童福祉法第19条の2第2項第2号の厚生労働大臣が定める額(平成26年厚生労働省告示第463号)第2号二に規定する医療費支給認定保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であって、かつ、健康保険法(大正11年法律第70号)第85条第2項に規定する食事療養費標準負担額の2分の1の額を負担することとしたならば生活保護法第2条に規定する保護を必要とする状態となるものであって食事療養標準負担額を零としたならば保護を必要としない状態になる者)

エ) 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が厚生労働大臣が定める者(平成26年厚生労働省告示第462号)第4号に規定する血友病又はこれに類する疾病にかかっている場合の当該医療費支給認定保護者

なお、上記ア)~エ)に掲げる者を保護者とする小児慢性特定疾病児童

等については、平成30年1月1日以降についても同様の取扱いとすること。

(4) 検証番号 (1桁)

次の方式により算定すること。

ア 実施機関番号の各数の末尾の桁を起点として順次2と1を乗じる。

イ アで算出した積の和を求める。ただし、積が2桁となる場合は、1桁目と2桁目の数字の和とする。

ウ 10とイで算出した数字の下1桁の数との差を求める。これを検証番号とする。ただし、イで算出した数字の1の位の数が0のときは検証番号を0とする。

例)

法 別	都道府県	実施機関
番 号	番 号	番 号
5 2	0 1	7 0 1
× ×	× ×	× × ×
2 1	2 1	2 1 2

$(1 + 0) + 2 + 0 + 1 + (1 + 4) + 0 + 2 = 11$
 $10 - 1 = \boxed{9}$...検証番号

(5) 受給者番号 (7桁)

ア 受給者番号は、受給者区分6桁、検証番号1桁、計7桁の番号とすること。

イ 受給者区分は、実施機関ごとに設定すること。

ウ 検証番号は、(4)と同様の方法により算出すること。

(別添1) 既認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	7	0	1	9
	札幌市	5	2	0	1	7	0	2	7
	旭川市	5	2	0	1	7	0	3	5
	函館市	5	2	0	1	7	0	4	3
2	青森県	5	2	0	2	7	0	1	8
	青森市	5	2	0	2	7	0	2	6
	八戸市	5	2	0	2	7	0	3	4
3	岩手県	5	2	0	3	7	0	1	7
	盛岡市	5	2	0	3	7	0	2	5
4	宮城県	5	2	0	4	7	0	1	6
	仙台市	5	2	0	4	7	0	2	4
5	秋田県	5	2	0	5	7	0	1	5
	秋田市	5	2	0	5	7	0	2	3
6	山形県	5	2	0	6	7	0	1	4
7	福島県	5	2	0	7	7	0	1	3
	郡山市	5	2	0	7	7	0	2	1
	いわき市	5	2	0	7	7	0	3	9
8	茨城県	5	2	0	8	7	0	1	2
9	栃木県	5	2	0	9	7	0	1	1
	宇都宮市	5	2	0	9	7	0	2	9
10	群馬県	5	2	1	0	7	0	1	8
	前橋市	5	2	1	0	7	0	2	6
	高崎市	5	2	1	0	7	0	3	4
11	埼玉県	5	2	1	1	7	0	1	7
	さいたま市	5	2	1	1	7	0	2	5
	川越市	5	2	1	1	7	0	3	3
	越谷市	5	2	1	1	7	0	4	1
12	千葉県	5	2	1	2	7	0	1	6
	千葉市	5	2	1	2	7	0	2	4
	船橋市	5	2	1	2	7	0	3	2
	柏市	5	2	1	2	7	0	4	0
13	東京都	5	2	1	3	7	0	1	5
	八王子市	5	2	1	3	7	0	2	3
14	神奈川県	5	2	1	4	7	0	1	4
	横浜市	5	2	1	4	7	0	2	2
	川崎市	5	2	1	4	7	0	3	0
	相模原市	5	2	1	4	7	0	4	8
	横須賀市	5	2	1	4	7	0	5	5
15	新潟県	5	2	1	5	7	0	1	3
	新潟市	5	2	1	5	7	0	2	1

16	富山県	5	2	1	6	7	0	1	2
	富山市	5	2	1	6	7	0	2	0
17	石川県	5	2	1	7	7	0	1	1
	金沢市	5	2	1	7	7	0	2	9
18	福井県	5	2	1	8	7	0	1	0
19	山梨県	5	2	1	9	7	0	1	9
20	長野県	5	2	2	0	7	0	1	6
	長野市	5	2	2	0	7	0	2	4
21	岐阜県	5	2	2	1	7	0	1	5
	岐阜市	5	2	2	1	7	0	2	3
22	静岡県	5	2	2	2	7	0	1	4
	静岡市	5	2	2	2	7	0	2	2
	浜松市	5	2	2	2	7	0	3	0
23	愛知県	5	2	2	3	7	0	1	3
	名古屋市	5	2	2	3	7	0	2	1
	豊田市	5	2	2	3	7	0	3	9
	豊橋市	5	2	2	3	7	0	4	7
	岡崎市	5	2	2	3	7	0	5	4
24	三重県	5	2	2	4	7	0	1	2
25	滋賀県	5	2	2	5	7	0	1	1
	大津市	5	2	2	5	7	0	2	9
26	京都府	5	2	2	6	7	0	1	0
	京都市	5	2	2	6	7	0	2	8
27	大阪府	5	2	2	7	7	0	1	9
	大阪市	5	2	2	7	7	0	2	7
	堺市	5	2	2	7	7	0	3	5
	高槻市	5	2	2	7	7	0	4	3
	東大阪市	5	2	2	7	7	0	5	0
	豊中市	5	2	2	7	7	0	6	8
	枚方市	5	2	2	7	7	0	7	6
28	兵庫県	5	2	2	8	7	0	1	8
	神戸市	5	2	2	8	7	0	2	6
	姫路市	5	2	2	8	7	0	3	4
	西宮市	5	2	2	8	7	0	4	2
	尼崎市	5	2	2	8	7	0	5	9
29	奈良県	5	2	2	9	7	0	1	7
	奈良市	5	2	2	9	7	0	2	5
30	和歌山県	5	2	3	0	7	0	1	4
	和歌山市	5	2	3	0	7	0	2	2
31	鳥取県	5	2	3	1	7	0	1	3
32	島根県	5	2	3	2	7	0	1	2
33	岡山県	5	2	3	3	7	0	1	1
	岡山市	5	2	3	3	7	0	2	9

	倉敷市	5	2	3	3	7	0	3	7
34	広島県	5	2	3	4	7	0	1	0
	広島市	5	2	3	4	7	0	2	8
	福山市	5	2	3	4	7	0	3	6
	呉市	5	2	3	4	7	0	4	4
35	山口県	5	2	3	5	7	0	1	9
	下関市	5	2	3	5	7	0	2	7
36	徳島県	5	2	3	6	7	0	1	8
37	香川県	5	2	3	7	7	0	1	7
	高松市	5	2	3	7	7	0	2	5
38	愛媛県	5	2	3	8	7	0	1	6
	松山市	5	2	3	8	7	0	2	4
39	高知県	5	2	3	9	7	0	1	5
	高知市	5	2	3	9	7	0	2	3
40	福岡県	5	2	4	0	7	0	1	2
	北九州市	5	2	4	0	7	0	2	0
	福岡市	5	2	4	0	7	0	3	8
	久留米市	5	2	4	0	7	0	4	6
41	佐賀県	5	2	4	1	7	0	1	1
42	長崎県	5	2	4	2	7	0	1	0
	長崎市	5	2	4	2	7	0	2	8
	佐世保市	5	2	4	2	7	0	3	6
43	熊本県	5	2	4	3	7	0	1	9
	熊本市	5	2	4	3	7	0	2	7
44	大分県	5	2	4	4	7	0	1	8
	大分市	5	2	4	4	7	0	2	6
45	宮崎県	5	2	4	5	7	0	1	7
	宮崎市	5	2	4	5	7	0	2	5
46	鹿児島県	5	2	4	6	7	0	1	6
	鹿児島市	5	2	4	6	7	0	2	4
47	沖縄県	5	2	4	7	7	0	1	5
	那覇市	5	2	4	7	7	0	2	3

(別添2)新規認定者

	実施機関名	公費負担者番号							
		法別番号		都道府県番号		実施機関番号		検証番号	
1	北海道	5	2	0	1	8	0	1	7
	札幌市	5	2	0	1	8	0	2	5
	旭川市	5	2	0	1	8	0	3	3
	函館市	5	2	0	1	8	0	4	1
2	青森県	5	2	0	2	8	0	1	6
	青森市	5	2	0	2	8	0	2	4
	八戸市	5	2	0	2	8	0	3	2
3	岩手県	5	2	0	3	8	0	1	5
	盛岡市	5	2	0	3	8	0	2	3
4	宮城県	5	2	0	4	8	0	1	4
	仙台市	5	2	0	4	8	0	2	2
5	秋田県	5	2	0	5	8	0	1	3
	秋田市	5	2	0	5	8	0	2	1
6	山形県	5	2	0	6	8	0	1	2
7	福島県	5	2	0	7	8	0	1	1
	郡山市	5	2	0	7	8	0	2	9
	いわき市	5	2	0	7	8	0	3	7
8	茨城県	5	2	0	8	8	0	1	0
9	栃木県	5	2	0	9	8	0	1	9
	宇都宮市	5	2	0	9	8	0	2	7
10	群馬県	5	2	1	0	8	0	1	6
	前橋市	5	2	1	0	8	0	2	4
	高崎市	5	2	1	0	8	0	3	2
11	埼玉県	5	2	1	1	8	0	1	5
	さいたま市	5	2	1	1	8	0	2	3
	川越市	5	2	1	1	8	0	3	1
	越谷市	5	2	1	1	8	0	4	9
12	千葉県	5	2	1	2	8	0	1	4
	千葉市	5	2	1	2	8	0	2	2
	船橋市	5	2	1	2	8	0	3	0
	柏市	5	2	1	2	8	0	4	8
13	東京都	5	2	1	3	8	0	1	3
	八王子市	5	2	1	3	8	0	2	1
14	神奈川県	5	2	1	4	8	0	1	2
	横浜市	5	2	1	4	8	0	2	0
	川崎市	5	2	1	4	8	0	3	8
	相模原市	5	2	1	4	8	0	4	6
	横須賀市	5	2	1	4	8	0	5	3
15	新潟県	5	2	1	5	8	0	1	1
	新潟市	5	2	1	5	8	0	2	9

16	富山県	5	2	1	6	8	0	1	0
	富山市	5	2	1	6	8	0	2	8
17	石川県	5	2	1	7	8	0	1	9
	金沢市	5	2	1	7	8	0	2	7
18	福井県	5	2	1	8	8	0	1	8
19	山梨県	5	2	1	9	8	0	1	7
20	長野県	5	2	2	0	8	0	1	4
	長野市	5	2	2	0	8	0	2	2
21	岐阜県	5	2	2	1	8	0	1	3
	岐阜市	5	2	2	1	8	0	2	1
22	静岡県	5	2	2	2	8	0	1	2
	静岡市	5	2	2	2	8	0	2	0
	浜松市	5	2	2	2	8	0	3	8
23	愛知県	5	2	2	3	8	0	1	1
	名古屋市	5	2	2	3	8	0	2	9
	豊田市	5	2	2	3	8	0	3	7
	豊橋市	5	2	2	3	8	0	4	5
	岡崎市	5	2	2	3	8	0	5	2
24	三重県	5	2	2	4	8	0	1	0
25	滋賀県	5	2	2	5	8	0	1	9
	大津市	5	2	2	5	8	0	2	7
26	京都府	5	2	2	6	8	0	1	8
	京都市	5	2	2	6	8	0	2	6
27	大阪府	5	2	2	7	8	0	1	7
	大阪市	5	2	2	7	8	0	2	5
	堺市	5	2	2	7	8	0	3	3
	高槻市	5	2	2	7	8	0	4	1
	東大阪市	5	2	2	7	8	0	5	8
	豊中市	5	2	2	7	8	0	6	6
	枚方市	5	2	2	7	8	0	7	4
28	兵庫県	5	2	2	8	8	0	1	6
	神戸市	5	2	2	8	8	0	2	4
	姫路市	5	2	2	8	8	0	3	2
	西宮市	5	2	2	8	8	0	4	0
	尼崎市	5	2	2	8	8	0	5	7
29	奈良県	5	2	2	9	8	0	1	5
	奈良市	5	2	2	9	8	0	2	3
30	和歌山県	5	2	3	0	8	0	1	2
	和歌山市	5	2	3	0	8	0	2	0
31	鳥取県	5	2	3	1	8	0	1	1
32	島根県	5	2	3	2	8	0	1	0
33	岡山県	5	2	3	3	8	0	1	9
	岡山市	5	2	3	3	8	0	2	7

	倉敷市	5	2	3	3	8	0	3	5
34	広島県	5	2	3	4	8	0	1	8
	広島市	5	2	3	4	8	0	2	6
	福山市	5	2	3	4	8	0	3	4
	呉市	5	2	3	4	8	0	4	2
35	山口県	5	2	3	5	8	0	1	7
	下関市	5	2	3	5	8	0	2	5
36	徳島県	5	2	3	6	8	0	1	6
37	香川県	5	2	3	7	8	0	1	5
	高松市	5	2	3	7	8	0	2	3
38	愛媛県	5	2	3	8	8	0	1	4
	松山市	5	2	3	8	8	0	2	2
39	高知県	5	2	3	9	8	0	1	3
	高知市	5	2	3	9	8	0	2	1
40	福岡県	5	2	4	0	8	0	1	0
	北九州市	5	2	4	0	8	0	2	8
	福岡市	5	2	4	0	8	0	3	6
	久留米市	5	2	4	0	8	0	4	4
41	佐賀県	5	2	4	1	8	0	1	9
42	長崎県	5	2	4	2	8	0	1	8
	長崎市	5	2	4	2	8	0	2	6
	佐世保市	5	2	4	2	8	0	3	4
43	熊本県	5	2	4	3	8	0	1	7
	熊本市	5	2	4	3	8	0	2	5
44	大分県	5	2	4	4	8	0	1	6
	大分市	5	2	4	4	8	0	2	4
45	宮崎県	5	2	4	5	8	0	1	5
	宮崎市	5	2	4	5	8	0	2	3
46	鹿児島県	5	2	4	6	8	0	1	4
	鹿児島市	5	2	4	6	8	0	2	2
47	沖縄県	5	2	4	7	8	0	1	3
	那覇市	5	2	4	7	8	0	2	1